

市長交際費支出基準

R 3. 5. 1 改正

交際費の支出基準について、次のとおり定める。ただし、市長が特に必要と認めるものは支出できるものとする。

1 慶祝（祝儀）

- ① 各種式典関係の慶事（例えば創立〇〇周年）…… 5, 000円
- ② 地域納涼祭…… 3, 000円

※年間を通じて、重ねて行われる催事にあつては、年2回までを支出限度とする。
 ※市の補助を受けている各種団体等にあつては、原則として支出しないものとする。

2 慶祝（会費）

- ① 会費が設定されている場合は、その額とする。
- ② 会費の設定がない各種総会及び会議等の懇親会…… 5, 000円
- ③ 会費の設定がない地域新年会・忘年会等…… 5, 000円

※会費の設定がなく、地区の集会所等で行われる場合は、3, 000円とする。

3 壮途金

- ① 市内在住者で、国際協力活動等へ参加する者…… 10, 000円以内
- ② 市の関係者で、権威あるスポーツ大会等に出場する者…… 10, 000円以内

※取手市スポーツ大会出場奨励金交付要綱の交付対象者を除く。

4 弔慰・見舞規定

(1) 見舞金

| 役職名 | 区分 | 条件 | 金額 |
|--|----|--------------|-----------|
| 非常勤特別職にある者 衆議院議員（取手市を含む選挙区で 選出された者、または市内在住） 参議院議員（市内在住） 県議会議員（取手市選出） | 病気 | 本人（1ヶ月以上の療養） | 10,000円 |
| | | 本人（1ヶ月未満の療養） | 5,000円 |
| | 罹災 | 自宅全焼 | 10,000円 |
| | | 自宅半焼または部分焼 | 5,000円 |
| 県内14市町村（別紙1）の 首長及び議長 | 病気 | 本人（1ヶ月以上の療養） | 10,000円 |
| | | 本人（1ヶ月未満の療養） | 5,000円 |
| | 罹災 | 自宅全焼 | 10,000円 |
| | | 自宅半焼または部分焼 | 5,000円 |
| その他（市長が特に必要と認めるとき） | | | 10,000円以内 |

(2) 弔慰金

| 役職名 | 対象者 | 金額 | 花輪または生花 |
|--|----------|-------------------|---------|
| 県内 14 市町村(別紙1)の首長及び議長 | 本人 | 10,000 円 | ○ |
| | 配偶者・両親・子 | 5,000 円 | — |
| 上記 14 市町村以外の県内市町村 または市と関係する市町村の首長及び議長 | 本人 | 出席のとき 10,000 円 | — |
| | 配偶者・両親・子 | 出席のとき 5,000 円 | — |
| 衆議院議員(取手市を含む選挙区で選出 された者または市内在住) | 本人 | 10,000 円 | ○ |
| | 配偶者・両親・子 | 5,000 円 | — |
| 参議院議員(市内在住) | 本人 | 10,000 円 | ○ |
| | 配偶者・両親・子 | 5,000 円 | — |
| 県議会議員(取手市選出) | 本人 | 10,000 円 | ○ |
| | 配偶者・両親・子 | 5,000 円 | — |
| 県議会議員(上記以外) | 本人 | 出席のとき 10,000 円 | — |
| 非常勤特別職(市議会議員・行政委員会委員) | 本人 | 10,000 円 | ○ |
| | 配偶者・両親・子 | 5,000 円 | — |
| | 祖父母・兄弟 | 5,000 円 | — |
| 非常勤特別職(上記以外) | 本人 | 10,000 円 | ○ |
| 市職員(管理職・一般職・再任用) ※互助会にて対応 | 本人 | — | — |
| | 配偶者・両親・子 | — | — |
| | 祖父母・兄弟 | — | — |
| 自治会 | 会長本人 | 5,000 円 | — |
| その他(市長が特に必要と認めるとき) | | 必要に応じて | ○ |

5 謝礼

訪問時・来庁時の手土産は必要が生じたとき最小限に支出する(ただし官公庁を除く)。
3000円以内

6 賛助金

公益的または公共的なものと認められ、かつ内容に賛同できる平和運動・ボランティア活動等(営利活動・政治的活動・宗教的活動・売名行為等を伴わないものに限る。)に対して、5000円以内で支出することができる。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、その性質に応じ、必要と認める額を支出できるものとする。また、市の補助を受けている団体等に対しては、原則として支出しない。

7 代理

市長の代理として職員等が出席する場合には、市長の出席の場合に準じて交際費の支出を認める。

8 その他

市長が必要と認めた事項について、公共性、公益性等を考慮して必要に応じた額を支出する。

取手市の主な所属団体の構成自治体（14 市町村）

土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷市
かすみがうら市，つくばみらい市，常総市，美浦村，阿見町，河内町，利根町

常総広域市町村圏事務組合

常総市，守谷市，つくばみらい市の長及び組合議会議員

取手地方広域下水道組合

つくばみらい市の長及び組合議会議員

取手市外 2 市火葬場組合

守谷市，つくばみらい市の長及び組合議会議員

茨城県南水道企業団

龍ヶ崎市，牛久市，利根町の長及び組合議会議員

龍ヶ崎地方衛生組合

龍ヶ崎市，牛久市，稲敷市，美浦村，阿見町，河内町，利根町の長及び組合議会議員

利根川水系県南水防組合

龍ヶ崎市，牛久市，つくば市，つくばみらい市の長及び組合議会議員